

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案  
(指定電気通信役務の範囲の見直し)について  
(諮問第3109号)

<目 次>

1	答申書(案) .....	1
2	改正概要 .....	5
3	新旧対照表 .....	10

情 郵 審 第 ※ ※ 号  
平 成 31 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣  
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

平成30年12月7日付け諮問第3109号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の範囲の見直し）については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(指定電気通信役務の範囲の見直し)について」  
に対する意見募集

(意見募集期間: 平成 30 年 12 月 8 日～平成 31 年 1 月 11 日)

意見提出者一覧

計 3 者(個人:3者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人
2	個人
3	個人

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(指定電気通信役務の範囲の見直し)について」  
に対する意見及びそれらに対する考え方

意 見	考 え 方	意 見 を 踏 ま え た 案 の 修 正 の 有 無
<p>○ 案に賛成です。「新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務」との項目は、通信会社の判断で指定電気通信役務の範囲から抜けられるような書き方になっており、「抜け穴」になってしまっているのではないのでしょうか。将来止めようとするサービスほど、通信会社はないがしろにしがちだと思いますので、ちゃんと行政の目が届くようにしてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	無
<p>○ 本改正に賛成である。 適切な改正であると思われた。</p> <p>付記: なお、「特定電気通信役務」(電気通信事業法21条、同法施行規則19条他)という文言については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」2条における「特定電気通信役務提供者」(これについては、「特定電気通信」(不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信)を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者の事を指す文言である。)と、「特定電気通信役務」という部分が被っているために紛らわしい事から、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」における「特定電気通信」「特定電気通信設備」(これについては電気通信事業法12条の2第4項2号の「特定電気通信設備」と全く同じ文言で異なる意味内容となっている。))「特定電気通信役務提供者」の文言については別の表現に変更すべきではないかと考える(既に存在する法律ではあるが、紛らわしい文言の使用は避けて</p>	<p>○ 本改正案に賛成の御意見として承ります。 付記については、いただいたご意見は意見募集対象に直接関係するものではないため、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

<p>いくのが望ましいのではないかと考える。)</p> <p>「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」については本意見募集の対象ではないが、国民・市民における認識の混乱を生じないようにするために、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」における「特定電気通信～」という文言の変更について、検討を行っていただきたい。</p> <p>(個人)</p>		
<p>○ 「総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課」が提唱している内容では、「5G(第5世代)」における「IP 網(インターネットプロトコル)」の導入と考えますが、総務省側が「ゴール(目標)」での「5G」の「仕様(スペシフィケーション)」についての技術的な「概念(コンセプト)」を提唱する事が、望ましいと考えます。具体的には、「5G」の「スペック(仕様)」の概念を描か無いと「トラブルシューティング(修理)からのデバック(改修)」が多く成り、無駄な財政コストが、掛かると思います。例えばですが、日本国の全ての固定電話回線を廃止する事は、マイナスに成ると考えますので、「どの程度の固定電話回線を残して行くのか?」、「どの程度の固定電話回線を廃止して行くのか?」等を、入念に検討すべきです。要約すると、ユニバーサルサービス制度の事と考えますが、固定電話回線を廃止し、「IP 網(インターネットプロトコル)」に導入する事では、「5G」のスペックに対し、「キャパシティー(容量)」を決めて置かないと財政コストが、掛かると考えます。総務省側は、「戦略(ストラテジー)」が組まれて無いので、第2次世界大戦時での旧日本軍大本營の様な構造で、「精神論(メンタリズム)」の状態と考えます。要するに、高い付加価値を設定し、無駄を削ぎ落とす事で効率性を上げれば、生産性が上がります。総務省側は、無計画状態で有ると、私は考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ いただいた御意見は意見募集対象に直接関係するものではないため、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

# 電気通信事業法施行規則の一部改正について

## ー指定電気通信役務の範囲の見直しー

---

平成30年12月  
料金サービス課

# 主な改正の概要

## ■ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正

【改正内容】 総務省令で具体的範囲が定められている指定電気通信役務について、その範囲から除かれる電気通信役務を見直すもの(電気通信事業法施行規則第18条第3号の規定を削除)

【背景】 廃止が予定されている電気通信役務であっても、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務が含まれうる状況に変化

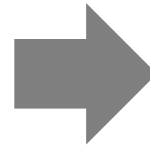
※ PSTN網のIP網への移行等を踏まえ、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)により、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止について、事前届出を義務化等

【施行期日】 平成31年4月1日

### 指定電気通信役務の範囲から除かれる電気通信役務 (電気通信事業法施行規則第18条各号)

#### 現行

- ①付加的機能に係る電気通信役務
- ②用途が限定されている電気通信役務
- ③廃止が予定されている電気通信役務**
- ④端末設備の提供に係る電気通信役務
- ⑤試験的電気通信役務
- ⑥①～⑤のほか、利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務



#### 改正後

- ①付加的機能に係る電気通信役務
- ②用途が限定されている電気通信役務
- (廃止が予定されている電気通信役務)**
- ③端末設備の提供に係る電気通信役務
- ④試験的電気通信役務
- ⑤①～④のほか、利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

# 改正に係るスケジュール

	平成30年 12月	平成31年 1月	4月
情報通信行政・ 郵政行政審議会  電気通信事業部会	12/7 ▲ 諮問  意見募集(～1/11) ※意見募集は1回のみ	1/25 ▲ 答申	4/1 ▲ 施行



# (参考) 電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則として事前規制が課されていない。
- ただし、**極めて公共性の高い分野等については、約款届出、役務収支の会計整理など一定の規制が存在。**
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、**料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令をすることができる。**

## 基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務

〔 電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)  
公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)  
光IP電話(OAB～J番号を使用する音声伝送役務のうち基本料金額が一定の条件のもの) 〕

⇒ 契約約款を作成し、  
総務大臣に届出

## 指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)が自らの設備を用いて提供するサービスのうち、他事業者の代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務

〔 NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・フレッツ光・フレッツISDN  
・ひかり電話 等 〕

⇒ 保障契約約款を作成し、  
総務大臣に届出

## 特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務

〔 NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話 〕

⇒ プライスキャップ  
(上限価格)規制の対象

# 関係条文

○電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 抄

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 (略)

○電気通信事業法施行規則(昭和60年総務省令第25号) 抄

(指定電気通信役務の範囲)

第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの(次の各号に掲げるものを除く。)とする。

- 一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。)
- 二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- 三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務
- 四 端末設備の提供に係る電気通信役務
- 五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- 六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてその全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの（次の各号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>三 端末設備の提供に係る電気通信役務</p> <p>四 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務</p>	<p>（指定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの（次の各号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務</p> <p>四 端末設備の提供に係る電気通信役務</p> <p>五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務</p>

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。